

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	美濃窯業株式会社
【英訳名】	MINO CERAMIC CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 太田 滋俊
【本店の所在の場所】	岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
【電話番号】	(0572) 68 - 2106
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理部門担当、総務・人事部長 兼 経営企画担当 長谷川 郁夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅南一丁目17番28号
【電話番号】	(052) 551 - 9221
【事務連絡者氏名】	経理部長 平松 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 美濃窯業株式会社東京支社 (東京都千代田区神田錦町三丁目16番地)

(注) 上記の東京支社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第155回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円 総額41,248,352円

効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、併せて当該規定の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、太田滋俊、中島正也、山田俊彦、長谷川郁夫、熊澤猛及び石川豊の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、小塚永生、高野正和及び春日井孝の各氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小林宏明氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額150,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内）とするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額35,000千円以内とするものであります。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役中尾晴一郎及び道浦耐の両氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	7,518	53	-	（注）1	可決 99.30
第2号議案	7,516	55	-	（注）2	可決 99.27

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第3号議案					
太田 滋俊	7,504	67	-	(注) 3	可決 99.12
中島 正也	7,521	50	-		可決 99.34
山田 俊彦	7,521	50	-		可決 99.34
長谷川 郁夫	7,510	61	-		可決 99.19
熊澤 猛	7,521	50	-		可決 99.34
石川 豊	7,515	56	-		可決 99.26
第4号議案					
小塚 永生	7,530	41	-	(注) 3	可決 99.46
高野 正和	7,519	52	-		可決 99.31
春日井 孝	7,520	51	-		可決 99.33
第5号議案					
小林 宏明	7,521	50	-	(注) 3	可決 99.34
第6号議案	7,506	65	-	(注) 1	可決 99.14
第7号議案	7,517	54	-	(注) 1	可決 99.29
第8号議案	7,481	90	-	(注) 1	可決 98.81

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上